

## 別表十（六）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は令和5年改正前の措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額5」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四「加算」の欄に記載します。
- 3 「当期において取得した特定株式のうち期末に有するものの取得価額7」の欄は、その取得した措置法第66条の13第1項に規定する特定株式（以下3において「特定株式」といいます。）の取得価額が次に掲げる当該特定株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合には、当該金額を記載します。
  - (1) 令和5年4月1日以後に取得する措置法第66条の13第1項第1号に規定する増資特定株式（(2)及び(3)において「増資特定株式」といいます。）  
50億円
  - (2) 令和5年3月31日以前に取得した増資特定株式  
100億円
  - (3) 増資特定株式以外の特定株式  
200億円
- 4 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額9」の欄は、措置法令第39条の24の2第2項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載します。
- 5 「要加算調整額16」の欄は、措置法第66条の13第15項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 6 「取得日から3年又は5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額20」の欄は、「特定株式の取得年月日3」の欄に記載された日が令和4年3月31日以前である場合にはその記載された日から5年を経過したときに、その他の場合にはその記載された日から3年を経過したときに記載します。